

住振協第 19 号
令和 4 年 7 月 28 日

静岡県住宅振興協議会会員 各位

静岡県住宅振興協議会
会長 高畑 英治
(静岡県くらし・環境部長)

静岡県盛土等の規制に関する条例の周知について（依頼）

日頃より、当協議会の運営につきまして、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 4 年 7 月 27 日付け環盛第 33 号のとおり、県盛土対策課より、表記条例周知の依頼があったため、各会員団体等への周知について、御協力をお願いいたします。

なお、内容についてご不明な点等がある場合は、県盛土対策課へ直接お問い合わせいただくよう併せてお願いいたします。

事務局 建築住宅局住まいづくり課内
電話 054 - 221 - 3080
FAX 054 - 221 - 3083

環 盛 第 3 3 号

令和 4 年 7 月 27 日

住まいづくり課長 様

盛土対策課長

関係協会等への静岡県盛土等の規制に関する条例の周知について（依頼）

令和 4 年 7 月 1 日に標記条例が施行され、新たに生活環境の保全上の基準が設けられたことから、この基準に適合しない土砂等を用いた盛土等が禁止されることとなりました。この規定は、住宅等の建築時に盛土等を行うときだけでなく、工事によって生じる土砂等を残土として処理する際にも適用されます。

このため、工事によって生じた土砂等を残土処理場に搬出する場合に、処理業者から「土砂等が土砂基準に適合することの証明」を求められることがあります。

既に、建築関連業者が、現場から発生した土砂等を残土処理場に搬出しようとした際に、上記の証明がされないことなどから、処理業者が土砂等の受入れに難色を示しているとの話を聞いております。

つきましては、別紙のとおり留意事項を取りまとめましたので、現場から発生した土砂等が適正に処理されるように、建築関連業者への周知について、貴課から関係協会等に依頼していただきますようお願いいたします。

問合せ先 盛土対策班

電話番号：054-221-2137

E-mail：morido110@pref.shizuoka.lg.jp

土砂等を搬出・受入れする場合の汚染状況の調査と確認の流れ

土砂を運び出す者
(土木施工業者等)

盛土等を行う者
(残土処理場など)

1 土地の利用状況等の調査

① 土地利用履歴調査に活用できる情報の収集
現況地図、写真、過去の国土地理院地図、過去の航空写真、土地・建物の登記簿、行政保有情報など のいずれか
(ヒアリング調査の結果の使用も可能)

② 汚染のおそれがある土地の分類(下表) への該当を確認

状況	住宅、山林、田畑等、土砂基準物質の使用等がされていないことが明らかな土地	土砂基準物質を直接扱っていた施設の敷地ではないが、当該敷地から、その用途が全く独立しているとはいえない土地(工場の事務所、作業場、資材置き場、倉庫、中庭等)	a 及び b 以外の土地 ・土砂基準物質の製造、使用、貯蔵、処理等が行われた土地 ・過去に当該土地や隣接地等において汚染が認められた土地
区分	汚染が存在するおそれがないと認められる土地 a	汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地 b	汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地 c

【提出する書類】

- ・土砂等発生元証明書(様式第13号) ※
 - ・土地の利用状況等の調査結果書(参考様式第2号)
 - ・土地の使用履歴(参考様式第3号)
- 道路地図等 + ①で収集した情報
- ※ホームページの記載例を参考にしてください。

3 土壌調査(分析調査)

- ア ②の結果、bと確認された場合
- ・調査項目 使用していたことが把握された物質
 - ・調査頻度 900m³毎に1回調査
- イ ②の結果、cと確認された場合
- ・調査項目 使用していたことが把握された物質
 - ・調査頻度 100m³毎に1回調査
- ウ ①②を行わずに3から行う場合
- ・調査項目 土砂基準29項目
 - ・調査頻度 100m³毎に1回調査

【提出する書類】

- ・土砂等発生元証明書(様式第13号) ※
- ・土地の利用状況等の調査結果書(参考様式第2号)
- ・土地の使用履歴(参考様式第3号)
- ・分析結果及び計量証明書

◎ 1及び3の調査を盛土等を行う者が実施しても構いません。

2 調査結果の確認

1の②の区分が正しいと認められるかを確認

認められる

認められない

4 調査結果の確認

3のア～ウの調査項目、調査頻度で分析が行われ、基準値以下であるかを確認

認められる

土砂等の受入れ

※ 盛土等を行う者が許可を受けている場合に提出する。

静岡県盛土等の規制に関する条例 Q & A

土砂等を発生させる者向け

Q 1

土砂等を搬出する際、汚染のおそれを証明しなければなりませんか。

本条例では、「何人も、土砂基準に適合しない土砂等を用いて盛土等を行ってはならない。」(第8条)と規定されているため、盛土等を行う者(残土処分場など)から、土砂等を発生させる者が、土砂基準に適合していることの証明をするように求められることがあります。

Q 2

土砂等の「汚染のおそれ」は、どのように証明したらよいですか。

証明の方法には、以下の(1)、(2)の調査方法がありますが、まずは(1)の調査から行うようにしてください。ただし、盛土等を行う者から求められた場合は、この限りではありません。

(1) 土地の使用状況等の調査書(地歴)

- ① 土砂等を発生させる土地の地番、所有者を把握する。
- ② " の地図(地形図、道路地図、住宅地図など)を用意する。
- ③ " の昔の地形図や航空写真を用意する。
(昔の地形図や航空写真は、国土地理院のホームページから入手できます)
- ③' 土砂等を発生させる土地や建物の登記事項証明書(コピーで可)を用意する。
(登記事項証明書は、法務局(有料)又は土地の所有者等から入手ください)
- ④ ②と③(又は③')を比較し、昔から今までの土地の利用状況を確認する。
- ⑤ 資料だけで分からない場合は、土地の所有者や近隣の住民等からのヒアリングで利用状況を補足する。
- ⑥ ④、⑤の結果、土地の利用の状況が、住宅、山林、田、畑等であることが確認できた場合には、「汚染のおそれがない」ものとし、参考様式第2号に②、③又は③'を添付して、盛土等を行う者(残土処理場など)へ提出する。

(2) 土壌の分析調査

土地の利用の状況が、住宅、山林、田、畑等以外で、工場跡地等（土砂基準に規定される物質を使用していた施設）の人為的に化学物質での「汚染されているおそれ」が考えられる場合は、「土壌の分析調査」を実施し、土砂基準に適合することを確認する。

- ① 工場等で使用されていた物質を把握する。
(土地・建物の所有者、近隣住民及び工場等の関係者等からのヒアリング、行政保有情報（水質汚濁防止法の届出等）)
- ② 「汚染のおそれが少ない」と認められる場合は、把握された物質について、900m³に1回の頻度で分析調査を行う。
- ③ 「汚染のおそれが比較的多い」と認められる場合は、把握された物質について、100m³に1回の頻度で分析調査を行う。
- ④ 使用されていた物質が把握できない場合は、条例で規定する全ての物質について、100m³に1回の頻度で分析調査を行う。

Q 3

汚染のおそれのないことの証明書は、いつ、どの程度の頻度で提出すればよいですか。

証明書は、土砂等を搬出する前に、少なくとも1つの事業や工事で1回は提出してください。

同一の場所から土砂等が発生しているのであれば、汚染のおそれに変化はないと考えられます。

ただし、盛土等を行う者から求められた場合は、この限りではありません。

Q 4

土壌の分析調査の結果、土砂基準に適合しないことが判明した場合、どのように処理したらよいでしょうか。

土砂基準等を超過した場合には、汚染土壌処理施設に処理を依頼するか、「基準不適合土砂等の盛土等の措置に関する要綱」に基づいた措置を行うなど、適正な措置が必要となります。